

宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部の研究活動における行動規範

平成 27 年 3 月 10 日

この行動規範は、宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部（以下、本学という）において研究活動を実施するうえで本学教職員としての取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 教職員は、研究活動において、自らの研究で得た専門知識と技術の質を維持する責任があり、さらにその専門知識や技術と経験を活かして、社会の人々の身体的・心理的健康と福祉、社会の安定と安全、そして、地球環境の保護に貢献しなければならない。
2. 教職員は、研究活動において、誠実な態度で判断・行動し、各分野の専門知識や技術の向上に努め、研究によって明らかにされた知識の正当性を科学的に証明するために、最善の努力をしなければならない。
3. 教職員は、研究成果が研究者の意図に反して、社会に悪用される可能性があることを自覚し、研究の実施、成果の公表については、社会的に許容される適切な手段と方法で行わなければならない。
4. 教職員は、公的資金の研究費を使用するにあたり、関係法令や使用ルール、規則等を遵守し、常に説明責任を果たすことを念頭に行動しなければならない。
5. 教職員は、公的資金の研究費を使用するにあたり、国民の税金が原資であることを自覚し、効率的で計画的な適正使用に努めなければならない。
6. 教職員は、公的資金の研究費における機関管理の必要性を自覚し、不正使用の防止に努めなければならない。
7. 教職員は、公的資金の研究費使用における適正な執行管理に努めるため、関連する部署と連携して不正な使用の防止に努めなければならない。
8. 教職員は、本学策定の「公的研究費に関する不正防止計画」に基づき行動し、研究不正の発生要因の除去に努めなければならない。